

景観形成地区基準

(5) 公共・公益施設地区（藤白台4丁目（1））

a.建築物

景観形成地区基準	チェック	備考						
1.全体計画・配置等	/							
(1)公園との関わりを考慮し、周辺景観と調和した計画とする。	■							
(2)道路に面する部分は開放的な空間となるよう工夫する。	■							
(3)道路からの視認性を考慮し、快適な空間づくりに配慮する。	■							
2.形態意匠及び素材	/							
(1)壁面は圧迫感や単調感を和らげるため、バルコニー、開口部、外壁デザインの分節化等を工夫し、表情を持たせるなどの配慮する。	■							
(2)設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する。	■							
(3)外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。	■							
(4)外壁のアクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。	■							
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">色 相</th> <th style="text-align: center;">明 度</th> <th style="text-align: center;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全色相</td> <td style="text-align: center;">5.0以上8.5未満</td> <td style="text-align: center;">3.0未満</td> </tr> </tbody> </table>	色 相	明 度	彩 度	全色相	5.0以上8.5未満	3.0未満	■	
色 相	明 度	彩 度						
全色相	5.0以上8.5未満	3.0未満						
(5)質感、素材感のある素材とする。	■							
3.敷地	/							
(1)道路際はできる限り緑化し、地域に潤いを与えられるよう中高木を積極的に配置する。	■							
(2)みどりの連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。	■							
(3)やむを得ずフェンス等を設置する場合は黒又は茶系の色彩とする。	■							
4.駐車場・駐輪場	/							
(1)公共空間から駐車・駐輪車両が見えにくい場所に配置するよう配慮する。	■							
5.ゴミ置場	/							
(1)公共空間から見えにくい場所に配置する、デザインを合わせるなどの配慮をする。	■							

景観形成地区基準

(5) 公共・公益施設地区（藤白台4丁目（1））

b. 工作物

景観形成地区基準	チェック	備考
1. 擁壁		
(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。		
(2) 道路際の擁壁は植栽空間の確保や壁面緑化に努める。		
(3) 垂直緑化等による圧迫感の低減に配慮する。		

c. 開発行為

景観形成地区基準	チェック	備考
1. 緑化		
(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。		
(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。		
2. 造成計画		
(1) 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した計画とする。		
(2) 出入り口の配置は、敷地の連続性や路面素材について考慮する。		